

女川原子力発電所第1号機 第2回定期事業者検査の概要

## 1. 定期事業者検査の目的

廃止措置期間中に性能を維持すべき、使用済燃料プールや非常用ディーゼル発電機等の発電用原子炉施設（性能維持施設）について、外観検査や機能・性能検査等を行い、健全性を確認するもの。

## 2. 定期事業者検査の期間

2022年8月10日～2023年12月7日

(定期事業者検査開始から終了までの485日間)

## 3. 定期事業者検査を実施する主な設備

## (1) 原子炉本体

(原子炉容器の外側のしゃへい壁等)

## (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

(使用済燃料プール、燃料交換機等)

## (3) 放射性廃棄物の廃棄施設

(排気筒等)

## (4) 放射線管理施設

(排気筒の放射線モニタ等)

## (5) 原子炉格納施設

(原子炉建屋等)

## (6) その他原子炉の附属施設

(非常用ディーゼル発電機等)

## (7) 建物及び構築物

(放射性廃棄物処理建屋等)

## (8) 原子炉補助設備

(原子炉補機冷却水ポンプ、非常用補機冷却海水ポンプ等)

## (9) 発電所補助設備

(換気空調設備、消火栓等)

## (10) 附帯設備

(非常用照明設備)

以上